

静岡労働局発表
公表日 令和6年2月29日(木)

担当 静岡労働局職業安定課 長 河原崎 佐敏
地方職業指導官 白鳥 勝弘
電話 054-271-9958

令和6年3月高校卒業予定者の職業紹介状況について（令和6年1月末現在）

～求人倍率は3.55倍で過去最高、就職内定率も高水準で推移～

◎求人数は 17,868 人で、前年同期に比べ 1,151 人(6.9%)増加となった。

◎求職者数は 5,033 人で、前年同期に比べ 186 人(3.6%)減少となった。

◎求人倍率は 3.55 倍で、前年同期に比べ 0.35 ポイント上回った。

◎就職内定率は 95.1%となり、前年同期に比べ 0.5 ポイント下回った。

※求職者数は「学校又は安定所の紹介を希望する者」の数を計上

※調査開始は、平成9年3月卒以降

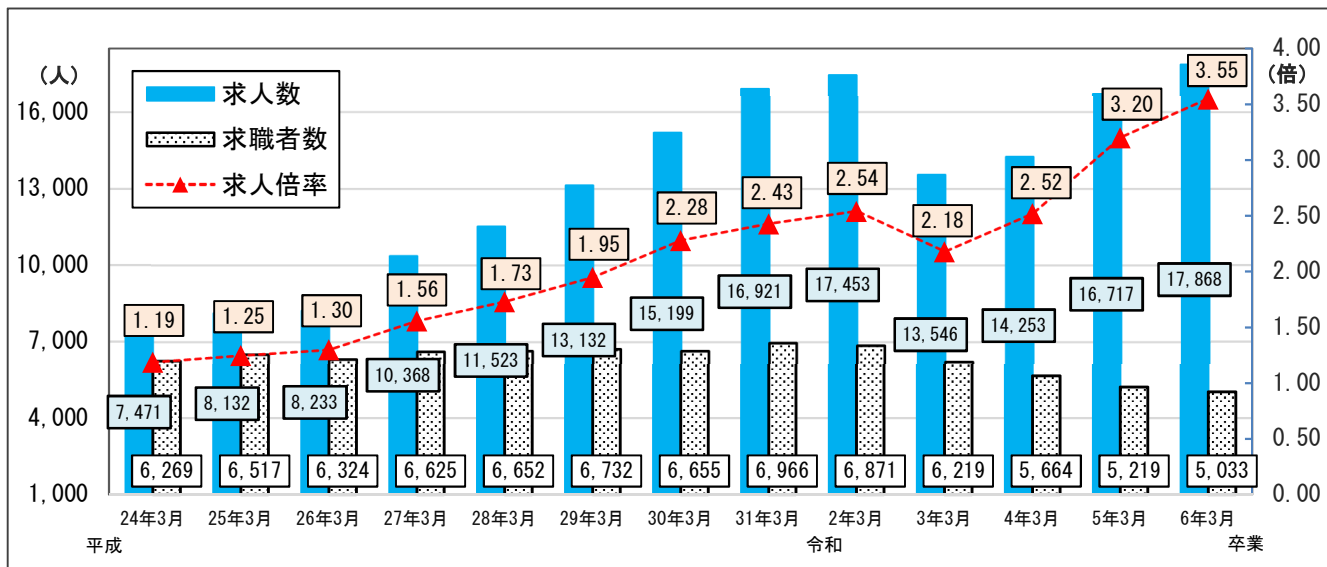
1. 求人・求職状況の概況（各年1月末現在）

	令和6年3月卒	令和5年3月卒	前年同期比	前年同期差 (人、ポイント)
求人数(人)	17,868	16,717	6.9%	1,151
求職者数(人)	5,033	5,219	▲3.6%	▲186
求人倍率(倍)	3.55	3.20	-	0.35
就職内定者数(人)	4,784	4,989	▲4.1%	▲205
就職内定率(%)	95.1	95.6	-	▲0.5

2. 求人数・求職者数・求人倍率・就職内定者数の状況

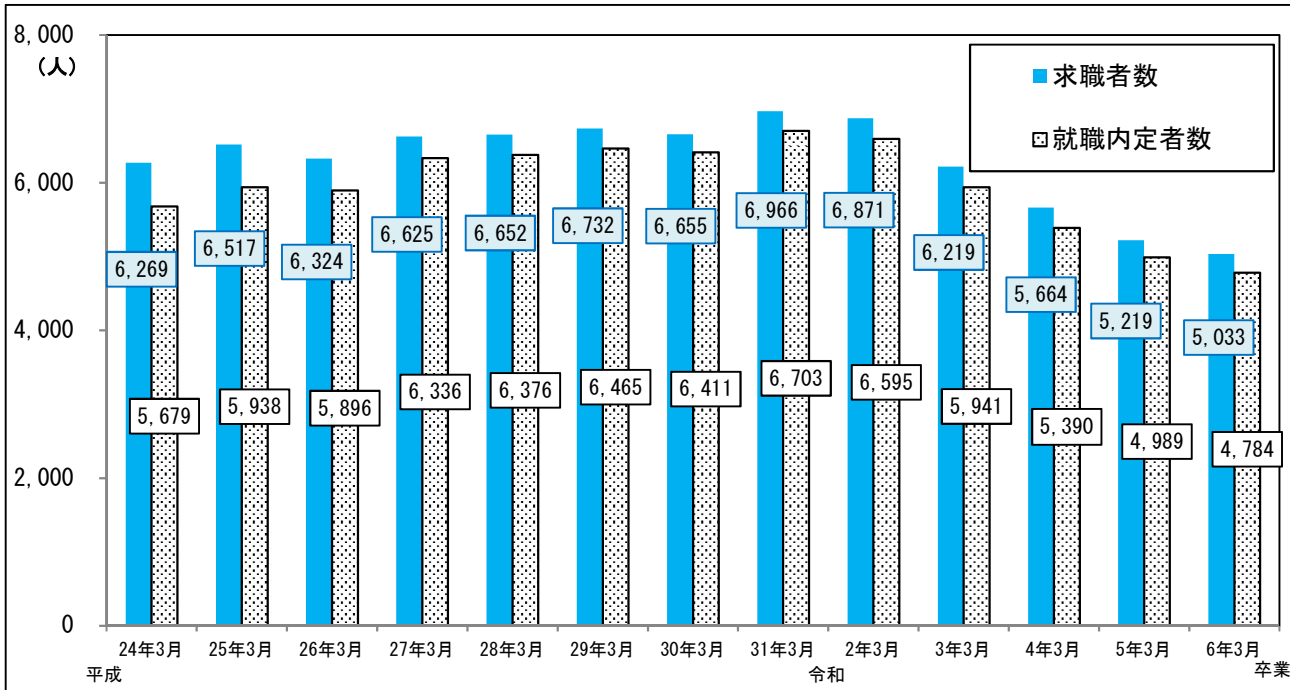
(1) 求人数・求職者数・求人倍率の推移（各年1月末現在）

求人倍率は3.55倍で、昨年に引き続き過去最高水準で推移。



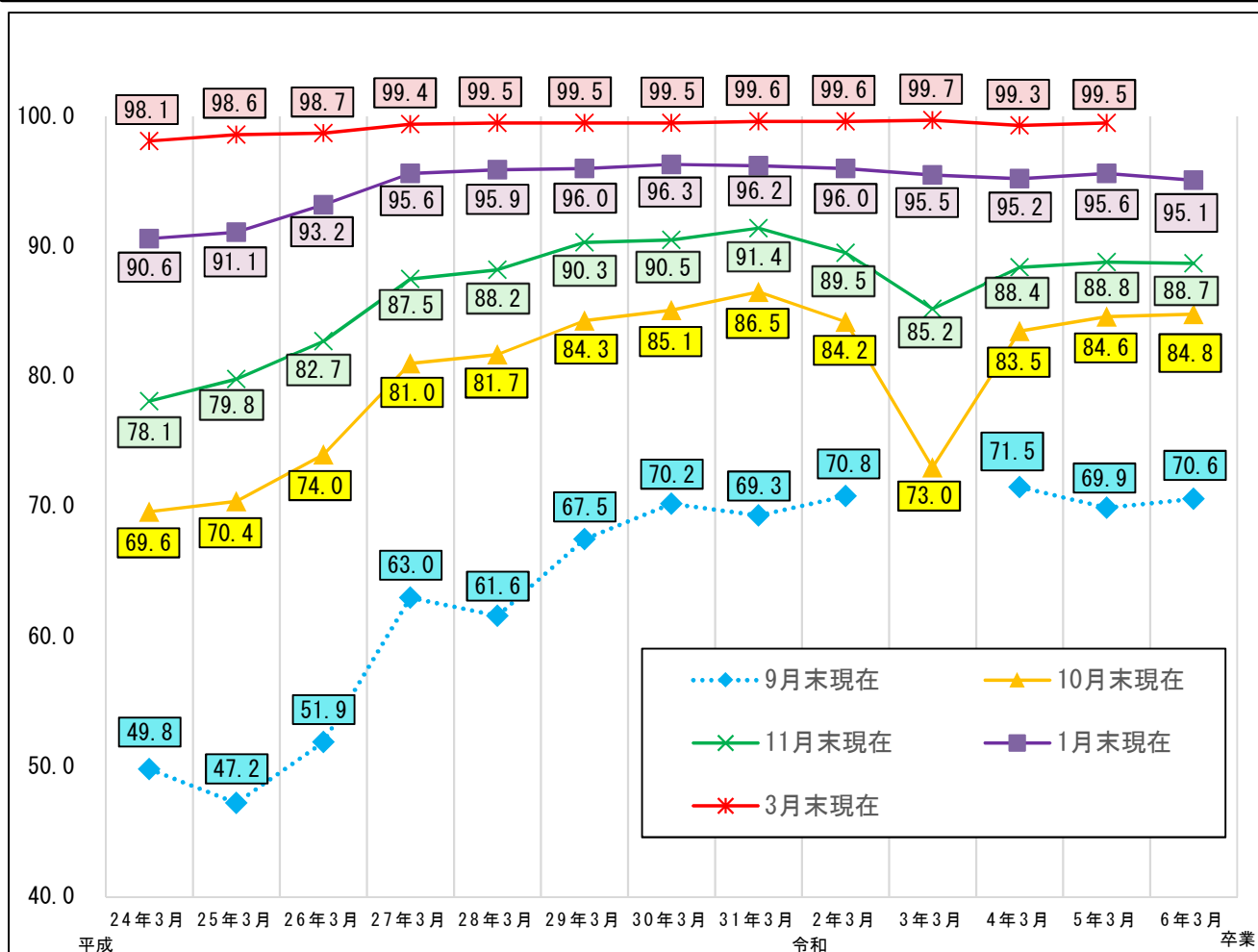
(2) 求職者数・就職内定者数の推移 (各年1月末現在)

求職者数は5,033人で、前年同期より3.6%減少し、過去最少。



3. 就職内定率の推移 (各年9月末、10月末、11月末、1月末、3月末現在)

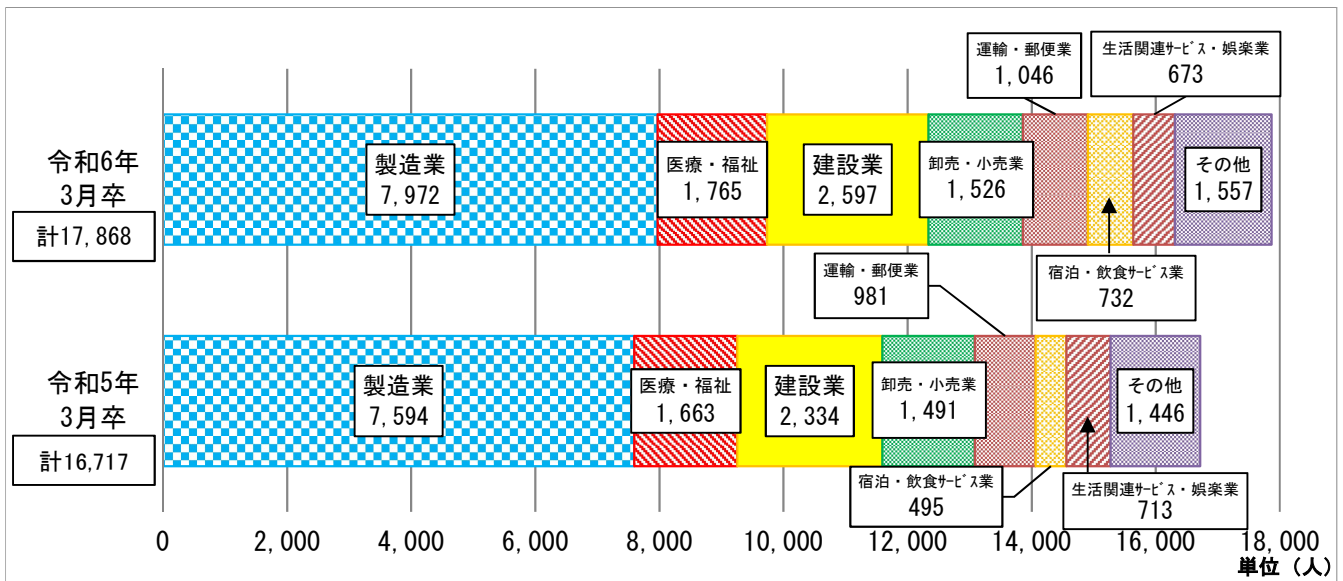
1月末現在の就職内定率としては例年並みの高水準を維持。



(注) 令和3年3月卒業者については採用選考開始期日等の変更があったため、9月末現在の就職内定率の実績なし。
そのため、就職内定率にかかる令和3年3月卒業者と他年度卒業者との単純な比較については留意を要する。

4. 産業別求人状況

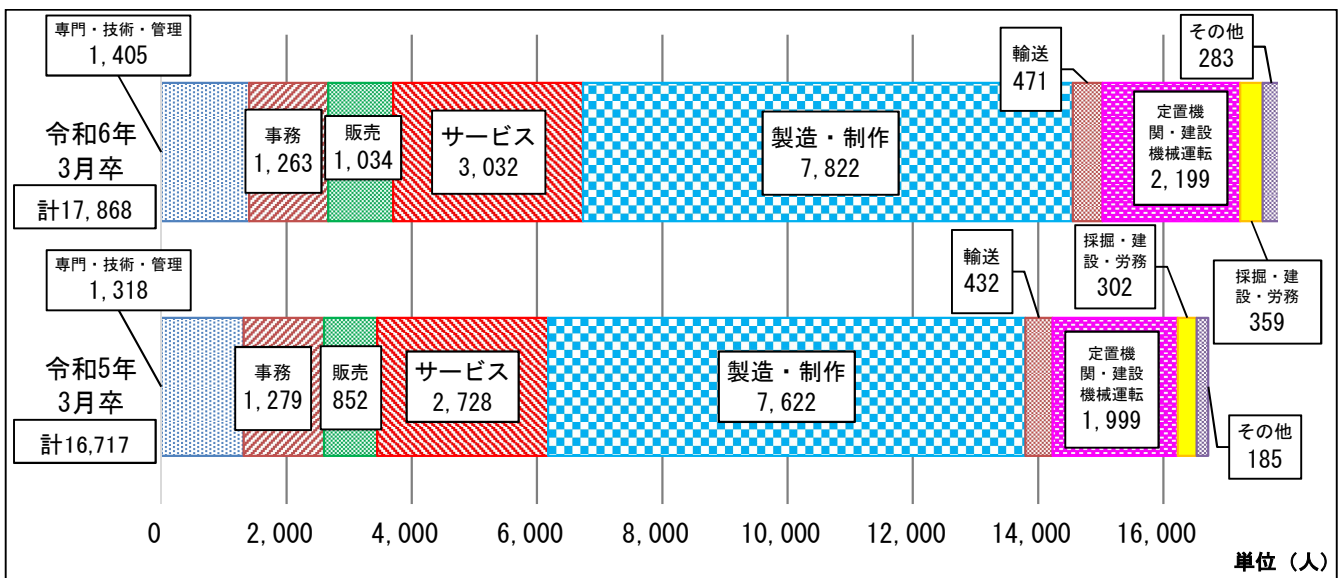
昨年に続き製造業の占める割合が最も大きく、全体の半数近くを占めている。その他の産業も概ね増加しており、中でも宿泊・飲食業が47.9%と最も増加している。



産業	製造業	医療・福祉	建設業	卸売・小売業	運輸・郵便業	宿泊・飲食サービス業	生活関連サービス・娯楽業	その他
前年同期比	5.0%	6.1%	11.3%	2.3%	6.6%	47.9%	▲5.6%	7.7%
構成比	44.6%	9.9%	14.5%	8.5%	5.9%	4.1%	3.8%	8.7%

5. 職業別求人状況

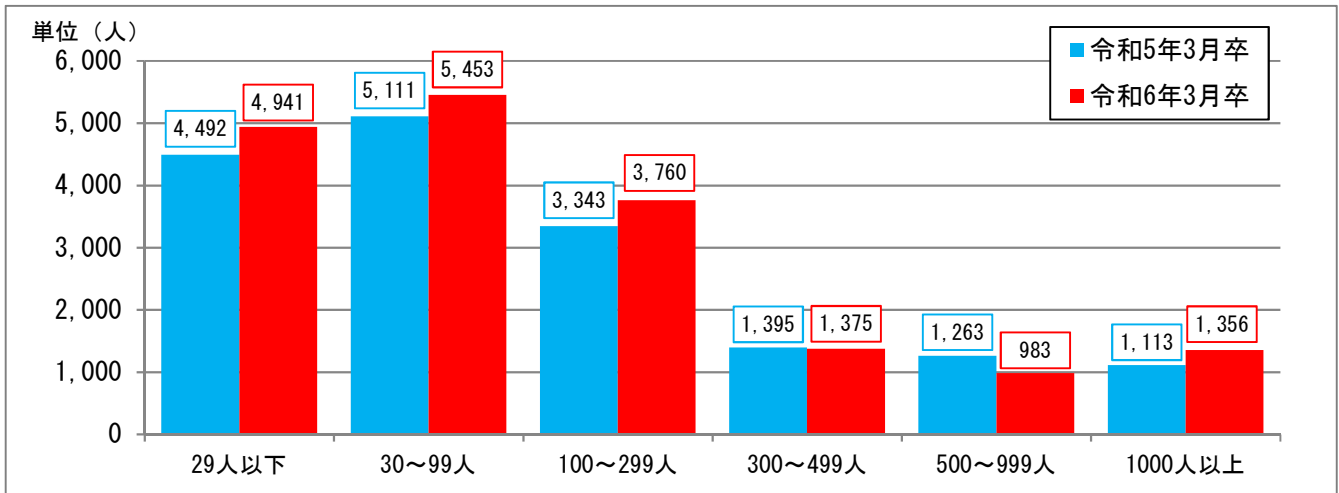
昨年に続き製造・製作の占める割合が最も大きく、全体の半数近くを占めている。前年同月と比較すると、事務職を除き、全般的に増加しているといえる。



職業	専門・技術・管理	事務	販売	サービス (介護含む)	製造・制作	輸送	定置機関・建設機械運転	採掘・建設・労務	その他
前年同期比	6.6%	▲1.3%	21.4%	11.1%	2.6%	9.0%	10.0%	18.9%	53.0%
構成比	7.9%	7.1%	5.8%	17.0%	43.8%	2.6%	12.3%	2.0%	1.6%

6. 事業所規模別求人状況

事業所規模別では300人～499人、及び500～999人の区分を除き増加しており、構成比では299人以下の事業所が全体の79%を占めている。



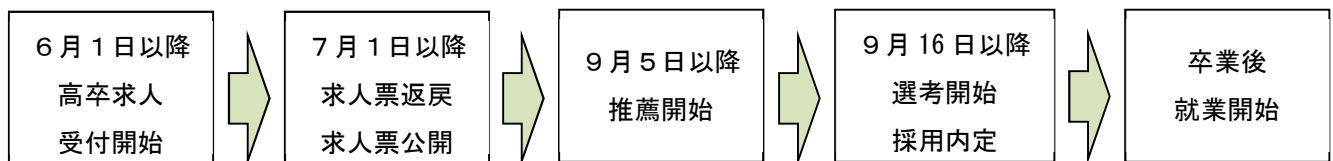
規模別	29人以下	30～99人	100～299人	300～499人	500～999人	1000人以上
前年同期比	10.0%	6.7%	12.5%	▲1.4%	▲22.2%	21.8%
構成比	27.7%	30.5%	21.0%	7.7%	5.5%	7.6%

7. 高校卒業予定者に対する就職支援

静岡労働局・ハローワークの取り組み

就職支援ナビゲーター（県内ハローワークに26人配置）が高校と密接に連携を図り、生徒一人ひとりの状況に合わせた就職支援（職業相談・職業紹介、個別求人開拓、求人情報の提供等）を実施。
※就職支援ナビゲーターは、キャリアコンサルタント等の資格を持つ者などに委嘱。

8. 令和6年度 静岡県高等学校卒業予定者の就職に関する申し合わせについて



公立高等学校・私立高等学校・経済団体及び行政関係者で構成する「静岡県高等学校就職問題連絡協議会」では、令和6年2月26日に、令和7年3月静岡県高等学校卒業予定者の応募・推薦に関する取扱い等について、以下のとおり申し合わせを行いました。

高校生の求人倍率が過去最高になっている状況において、高校生の早期再就職の可能性を最優先に考えて協議した結果、令和6年度より下記の通りの取り扱いへと変更いたしました。

また、履歴書作成に関しても、慣例的に手書きだったところ、PCで作成しても問題ないことを改めて確認し、来年度以降は、手書きでもPC作成でも可能であることを広く周知していく所存です。

【抜粋】

- (1) 10月15日までは、一人1社制とする。
- (2) 10月16日以降は、一人3社までの同時応募を可能とする。

【参考1】

令和6年3月 高等学校卒業者の安定所別職業紹介・就職内定状況

令和6年1月 末現在

	求人数 (人)	前年同期 比(%)	求職者数 (人)	前年同期 比(%)	求人倍率 (倍)	前年同期 比(P)	就職内定 者数(人)	前年同期 比(%)	就職内定 率(%)	前年同期 比(P)
県内計	17,868 (16,717)	6.9	5,033 (5,219)	△ 3.6	3.55 (3.20)	0.35	4,784 (4,989)	△ 4.1	95.1 (95.6)	△ 0.5
下田	113 (90)	25.6	44 (47)	△ 6.4	2.57 (1.91)	0.66	36 (45)	△ 20.0	81.8 (95.7)	△ 13.9
三島	1,239 (1,033)	19.9	208 (211)	△ 1.4	5.96 (4.90)	1.06	190 (206)	△ 7.8	91.3 (97.6)	△ 6.3
沼津	1,916 (1,814)	5.6	737 (752)	△ 2.0	2.60 (2.41)	0.19	710 (723)	△ 1.8	96.3 (96.1)	0.2
富士	978 (970)	0.8	181 (216)	△ 16.2	5.40 (4.49)	0.91	175 (211)	△ 17.1	96.7 (97.7)	△ 1.0
富士宮	854 (788)	8.4	210 (212)	△ 0.9	4.07 (3.72)	0.35	204 (208)	△ 1.9	97.1 (98.1)	△ 1.0
東部計	5,100 (4,695)	8.6	1,380 (1,438)	▲ 4.0	3.70 (3.26)	0.44	1,315 (1,393)	▲ 5.6	95.3 (96.9)	▲ 1.6
清水	1,055 (1,047)	0.8	112 (126)	△ 11.1	9.42 (8.31)	1.11	107 (116)	△ 7.8	95.5 (92.1)	3.4
静岡	2,249 (2,223)	1.2	549 (632)	△ 13.1	4.10 (3.52)	0.58	525 (604)	△ 13.1	95.6 (95.6)	0.0
焼津	1,357 (1,372)	△ 1.1	371 (405)	△ 8.4	3.66 (3.39)	0.27	347 (386)	△ 10.1	93.5 (95.3)	△ 1.8
島田	858 (842)	1.9	431 (419)	2.9	1.99 (2.01)	△ 0.02	379 (374)	1.3	87.9 (89.3)	△ 1.4
中部計	5,519 (5,484)	0.6	1,463 (1,582)	▲ 7.5	3.77 (3.47)	0.30	1,358 (1,480)	▲ 8.2	92.8 (93.6)	▲ 0.8
掛川	992 (1,022)	△ 2.9	296 (313)	△ 5.4	3.35 (3.27)	0.08	285 (310)	△ 8.1	96.3 (99.0)	△ 2.7
磐田	1,842 (1,632)	12.9	373 (368)	1.4	4.94 (4.43)	0.51	360 (355)	1.4	96.5 (96.5)	0.0
浜松	4,415 (3,884)	13.7	1,521 (1,518)	0.2	2.90 (2.56)	0.34	1,466 (1,451)	1.0	96.4 (95.6)	0.8
西部計	7,249 (6,538)	10.9	2,190 (2,199)	▲ 0.4	3.31 (2.97)	0.34	2,111 (2,116)	▲ 0.2	96.4 (96.2)	0.2

注1 ()内は前年同期の状況

2 求職者数、就職内定者数は「学校又は安定所の紹介を希望する者」の数を計上。

【参考2】

令和6年2月26日
静岡県高等学校就職問題連絡協議会

令和6年度 静岡県高等学校卒業予定者の就職に関する申し合わせ

公立高等学校・私立高等学校・経済関係団体及び行政関係者で構成する「静岡県高等学校就職問題連絡協議会」は、高等学校卒業予定者の就職活動の秩序を維持し、正常な学校教育と生徒の学習環境を確保するとともに、生徒の就職機会の均等を期すため、下記のとおり申し合わせる。

記

1 生徒の応募・推薦に関する取扱いについて

- (1) 10月15日までは、一人1社制とする。
- (2) 10月16日以降は、一人3社までの同時応募を可能とする。

2 10月16日以降の生徒の応募・推薦に関する取扱いの細部について

- (1) 10月15日以前に選考試験を受け、10月15日までに選考結果が出ていない場合については、公開求人から2社の応募を可能とする。
- (2) 10月16日以降については、随時一人3社までの応募を可能とする。
具体的には、10月16日以降に3社応募し1社不合格となった場合、応募数は2社となるため、その時点で新たに1社応募できることとする。
また、指定校求人については一人1社とし、公開求人を2社まで応募することを可能とする。

3 10月16日以降の内定に関する取扱いについて

- (1) 指定校求人による企業から内定を受けた場合は、指定校求人を優先する。
- (2) 内定を受けた企業が第1希望である場合は、第2希望以下の企業に対して、速やかに応募を辞退する旨の通知をする。
- (3) 複数の企業から内定を受けた場合には、生徒は届いた日から2週間以内に高等学校を經由し、企業に対して内定承諾書及び辞退書により意思表示の通知をする。

なお、内定承諾書を提出した場合は、特別の事情がない限り内定辞退はできないものとし、内定及び応募に関する辞退書については、県下統一様式を使用する。

4 公務員試験と民間企業の併願について

10月16日までは、従来どおり併願は認めないこととする。

ただし、10月16日以降、公務員試験の結果が出ていない場合は、公開求人から2社の応募を可能とする。

5 企業の求人に関する取扱いについて

- (1) 求人の申込は指定校求人及び公開求人とし、求人者が選択する。
- (2) 指定校求人とした場合、推薦依頼数は概ね求人数の3倍までとする。
- (3) 公開求人とした場合、推薦依頼数の規定は設けないこととする。
- (4) 指定校求人から公開求人へ切り替える場合、求人者は指定校へ連絡すること。
- (5) 求人者は選考結果を2週間以内に、高等学校を經由して生徒に対して通知すること。
遅延に関して特に事情がある場合は、学校側の理解を得ておくこと。
- (6) 求人者は応募方法（単願・併願）を採用選考の判断基準としないこと。

6 企業等への周知について

企業に対しては、出来る限り早期に選考結果を出すようハローワークが年度当初に開催する学卒求人説明会及び高卒求人受理時等を利用して周知を図る。

また、10月16日以降は複数応募が可能となる等の取扱いについても引き続き周知するとともに、学卒求人のルールブック「学卒求人のしおり」に掲載し周知を図る。

なお、応募書類の作成は、手書き、パソコン入力のいずれかに限定されていないこと、また、手書きかパソコン入力かといった記入方法をもって採用選考の判断基準としないよう、複数応募等の取扱いと同様に広く周知する。